

令和7年度愛媛県動物愛護推進懇談会の結果

1 会議の名称

令和7年度愛媛県動物愛護推進懇談会

2 開催日時

令和8年1月28日（水）午後2時00分から午後3時30分まで

3 開催場所

愛媛県中予地方局2階 学生実習室

4 出席者

委員

| | | | |
|----------------------|------------|-------|----------------------|
| (公財)愛媛県動物園協会 | 副園長 | 佐々木善基 | 委員 (代理人：池田敬明 副園長) |
| (公社)愛媛県獣医師会 | 会長 | 戒能 豪 | 委員 |
| 認定NPO法人えひめイヌ・ネコの会 | 理事長 | 高岸ちはり | 委員 |
| (一社)あんずの森(dog事業部) | 代表理事 | 泉 栄 | 委員 |
| 高知食糧(株)ペットStep松山問屋町店 | 店長 | 横田 有紀 | 委員 |
| 愛媛大学農学部畜産学研究室 | 教授 | 橘 哲也 | 委員 |
| 公募 | — | 近藤 星 | 委員 |
| (株)愛媛銀行公務ふるさと振興部 | 部長兼CSR推進室長 | 岡田 温仁 | 委員 |
| 愛媛県教育委員会義務教育課 | 指導主事 | 掛水久仁子 | 委員 |
| 松山市保健所生活衛生課 | 課長 | 木内 宏 | 委員 |
| 西予市環境衛生課(愛媛県市長会代表) | 課長 | 林 敬次 | 委員 |
| 伊方町町民課(愛媛県町村会代表) | 課長 | 山下 博文 | 委員 |

事務局

| | | |
|--------------------|----|-------|
| 愛媛県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課 | 技幹 | 徳永貢一郎 |
| 〃 | 係長 | 滝沢 浩司 |
| 〃 | 主任 | 井上 有希 |
| 〃 | 主任 | 紅谷 啓太 |
| 愛媛県動物愛護センター | 所長 | 森松 清美 |

5 議 事

議題1 会長挨拶

- 議題2 (1) 動物愛護管理に係る現状と課題について
(2) 多頭飼育問題について
(3) ペット防災について

6 会議内容（全部公開）

議題1 会長挨拶

議題 2 - (1) 動物愛護管理に係る現状と課題について

【事務局説明】

松山市を除き愛媛県に収容された犬猫の頭数は、負傷動物を含めて令和 5 年度 832 頭から令和 6 年度 622 頭と約 33.8%減少している。内訳をみると、犬が令和 5 年度 340 頭に対し令和 6 年度 262 頭で約 23%の減少、猫では令和 5 年度 492 頭に対し令和 6 年度 360 頭と約 27%減少している。これは、令和 2 年 6 月の改正動物愛護管理法の施行に伴い、猫の引取りの厳格化を徹底したことや、イベント等での適正飼養の普及啓発などの取り組みによるものと思われる。

しかしながら、譲渡頭数については、令和 6 年度は犬が約 50%、猫において約 34%と令和 5 年度に比べ大幅に減少したことから、殺処分頭数は犬が約 16%の増加、猫が約 11%の減少となり、併せて約 4.2%の減少に留まっている。

そのため、今年度、県では譲渡頭数増加への取り組みを実施した。まず、県動物愛護センターの認知度を向上するため、PR 動画を新たに作成し、昨年 11 月から YouTube と県庁第一別館のロビーにて公開することで、県民にセンターと譲渡動物について知ってもらう機会を増やした。次に、センターから動物の譲渡を受ける際、受講が必須となる譲渡前講習会について、今月からオンラインでの受講を開始した。これまでの対面方式に比べて、センターから遠方の在住者も受講しやすくなり、新しくペットを迎え入れるときに、センターからの譲渡という選択肢を候補に入れてもらえるようにした。続いて、仲介者譲渡制度の拡充を実施。譲渡頭数の減少の一因として、新しい飼い主への譲渡を仲介していただいている、譲渡仲介者による譲渡頭数の減少がある。このことから、これまでは譲渡仲介者の登録対象を個人に限定していたところ、昨年 10 月から団体に拡充し、譲渡仲介者の増加を図っている。最後に、令和 4 年に整備した譲渡動物飼養施設についても活用しながら、譲渡頭数の増加に努めている。

ただ、安易な譲渡はその後の遺棄や虐待、多頭飼育による飼育崩壊に繋がる恐れがあるばかりか、現状御協力いただいている動物愛護団体やボランティアへの過度な負担につながりかねない。また、譲渡頭数を増やしても、入口となる収容頭数が変わらなければ、根本的な解決には至りにくい。

そのため、市町・愛護団体・ボランティアの方々と連携しながら、今後も、終生飼養や不妊去勢手術、マイクロチップ等の所有者明示措置などを含めた適正飼養の更なる普及・啓発を行い、収容頭数及び殺処分頭数の削減並びに譲渡頭数の増加に努めていく。

【発言要旨】

戒能会長：事務局からの説明の通り、収容頭数は減少傾向であるが、譲渡仲介者による譲渡数減少もあった。何か質問や意見はあるか。

高岸委員：動物愛護センターにお聞きしたい。保護されている犬猫のうち、純血種はどのくらい収容されているのか。当会では年間 1 頭程度しか純血種の引取りはないが、センターはどうか。

事務局：純血種の個体は非常に少ない。飼養者から所有権放棄された小型犬などが、年間の全収容頭数のうち数パーセント程度である。拾得や所有者からの引取りのいずれも雑種が多い。

高岸委員：だいたい 20 頭程度と理解してよいか。

事務局：柴風の犬が収容された場合、確実に純血種であるかどうかを判断する術がないため確定数値ではないが、そのような個体を含めて年間 10 数頭程度と認識している。

高岸委員：純血種が放棄される割合、特にペットショップ購入者からの犬猫の放棄率を知りたい。当会は設立から 31 年間、家庭犬の正しい飼い方について普及啓発活動を行っているが遺棄は減らず、その理由を見つけたいと考えている。どこに啓発すれば飼育放棄が減るのか。

事務局：この点はセンターとしても課題と感じている。所有権放棄の場合は、市町の引取り窓口で飼い主にアンケートを行っているが、引取りを申し出る理由として、ここ数年で最も多いのは「飼い主が高齢となり飼えなくなった。」である。

橘副会長：アンケートにペットの入手経路を聞く項目はあるか。ないのであれば、追加すると原因把握に役立つと思う。

- 事務局：現時点では入手経路に関する項目はない。ご意見について検討させていただく。
- 高岸委員：松山市は殺処分ゼロであるが、収容頭数や譲渡数、収容後の死亡頭数などを本会議の資料にも加えてほしい。以前、はびまるの丘に問い合わせたが、松山市のオープンデータページには掲載されているもののアクセスしづらい。
- 木内委員：会議資料は愛媛県が作成しているが、松山市の情報も共有可能である。
- 事務局：収容頭数や譲渡頭数については、環境省が全国自治体に毎年統計を取っており、リアルタイムではないが環境省 HP で公開されているので参考にされたい。
- 戒能会長：飼育放棄について、ペット Step の横田委員からも販売側の見解を聞きたい。飼えなくなったペットを引き取ることはあるか。
- 横田委員：販売した動物について、飼養者の都合による引取りは基本的にしていないが、相談は年に 1 件程度ある。アレルギーや転勤による飼育困難が多い。相談者には自身で譲渡先を探すよう話している。また、当店では、特に 70 歳以上の高齢者への販売時には、後見人を同席して契約する等配慮をしている。
- 戒能会長：愛媛県獣医師会では小学生への動物ふれあい活動を通じて優しい心を育て、安易に捨てることのないよう教育している。しかし現実として、子どもの親や教職員の多くが動物を飼った経験がなく、今や動物を飼うことが特殊な状況になりつつあると感じている。行政や教育委員会もこれを踏まえ、動物の命を尊ぶ指導をお願いしたい。ほかに意見はあるか。
- 岡田委員：当行では動物愛護の支援募金箱を設置し、不妊手術支援に役立てていただいている。資料では収容頭数が約 33.8%減少となっているが、もし不妊手術実施頭数の具体的な公表データがあれば支援者への説明に活用したい。
- 戒能会長：不妊手術は当会が実施しており、頭数などのデータは現在行政に対し提供しているところ。事務局、資料の公開は可能か。
- 事務局：当該データは獣医師会が実施した事業のデータのため、獣医師会が公開を了承すれば資料への掲載は可能である。
- 橘副会長：行政や獣医師会の事業について、成果や数値を示して広く周知し努力の見える化をしてはどうか。不妊手術に対する偏見もあるが、行政・ボランティア・獣医師会の取り組みを伝える意義は大きい。ただし、公表しすぎることによって「誰かがやってくれる」という認識となり関係住民の当事者意識が薄れる可能性があるため、バランスが難しいところではある。
- 木内委員：松山市では、クラウドファンディングで全国から資金を集め、猫の不妊・去勢手術の費用に使い、議会等で報告している。寄附者には結果を報告し、SNS でも広く情報発信している。また、昨年 9 月からは、「はびまるの丘サポーター制度」を運用開始し、愛護団体や市民の協力を得ながら不妊・去勢手術や適正飼養の普及啓発をしている。さらに、「まちかど講座」として学校に出向き、終生飼養の大切さを伝える活動なども実施している。不妊・去勢手術の実施が野良猫の頭数削減にどのくらい効果があったかについては、明確な基準がないため難しいところだが、松山市では路上で死亡し回収した猫の頭数が減っていることを、効果の目安として出している。
- 戒能会長：情報公開の範囲は行政によって難しい面もあると思うが、事務局には、委員からの意見・提案について検討いただきたい。

議題 2 - (2) 多頭飼育問題について

【事務局説明】

多頭飼育に起因する問題は、近年、全国各地で発生している。不適切な多頭飼育は、動物の飼養状況の悪化だけでなく、悪臭や衛生害虫の発生など近隣住民の生活環境にも大きな影響を及ぼしかねない。

令和 3 年に環境省が策定した「人、動物、地域に向き合う多頭飼育対策ガイドライン」によると、不適切な多頭飼育の背景には、飼い主の生活困窮や社会的孤立など、飼い主自身が社会福祉的支援を必要とするケースが多いことから、「人の問題」と「動物の問題」として別々に対応する

のではなく、関係者が連携して対応することが重要とされている。

多頭飼育問題解決のためには、①飼い主の生活支援、②動物の飼養状況の改善、③周辺的生活環境の改善が必要であり、さらに、一度解決した後にも再発しやすいことから、部分的な対応だけでなく、根本的な原因に対し継続的に働きかけることが重要であり、動物愛護を主とする部局のみならず、社会福祉部局、住宅部局、社会福祉事業者、動物愛護ボランティア等の官民を超えた連携が必要とされている。

本県においても、飼育頭数問題として対応している事案は複数あるが、そこに至る事情や必要とする支援はそれぞれ異なっており、一つとして同じものはない。飼い主一人ひとりの実情に応じ、市町や民間団体等の保健・福祉関係者と連携しながら飼育環境の改善等の指導に当たっているところ。

また、これらの問題は一般の飼い主に限ったものではなく、ブリーダーや動物シェルター運営者などの動物取扱業者でも、経済的困窮や動物の過剰な受け入れにより、適切な管理が困難になり、多頭飼育崩壊を引き起こす場合がある。昨年6月に他市で発覚した動物保護団体の崩壊事例などもあるが、多数の動物を飼養管理する動物取扱業者には、動物の健康及び安全を守りながら、かつ周囲の環境に支障を及ぼさないために、動物愛護管理法に基づき活動をしてもらう必要があると考える。

【発言要旨】

戒能会長：多頭飼育問題は昨年の懇談会でも同様のテーマであったが、この問題は簡単に解決するものではないと考えている。どなたか前向きな提案があれば聞きたい。

高岸委員：昨年も同じ議題が上がり、官民連携や他機関との連携が必要とされ、環境省のガイドラインにもその重要性がまとめられている。その通りに進めれば問題は解決すると考えるが、行政や県として福祉の関係機関に働きかけ、話し合いの場を設けたか伺いたい。

事務局：多頭飼育に関する問題が発覚した場合、大体は市町や保健所が最初に飼育指導を行う。そこで福祉関係者が飼養者とすでに良好な関係を築いている場合や、動物に関する情報を把握している場合は、現場で福祉担当者と協力し、解決に向けた話し合いをすることが増えている。なお、話し合いの場については、県全体ではなく地域を限って会議を開催している。

高岸委員：今後は大規模な話し合いが絶対に必要である。この場だけでは、福祉や児童・介護など複数の担当者に関わる問題への対応が不十分になる。昨年当会において、猫を多頭飼育している高齢者が入院し、真夏に猫が取り残されているとケアマネージャーから相談があった。猫は当会で保護したが、その費用負担で苦労した。飼い主には支払い能力がないが、全額当会が負担するということが納得がいかない部分もあった。また、ボランティアがいつもすぐ動けるとは限らない。飼養頭数がまだ少ないうちに、問題の起こりそうな飼養者について把握できる体制が欲しい。可能であれば、多頭飼育問題のみを扱う会を作り、福祉関係者と協議できればよいと考える。

木内委員：松山市では、市の登録団体の施設を年1回程度確認し、飼養状況を把握している。また、生活福祉課や高齢福祉課などの福祉部局と連携し、動物を多数飼養している方と接触した場合には、当課に報告する体制を整えている。報告を受けた後は、職員を派遣して現状を把握し、個別対応を実施している。

高岸委員：松山市が相談に対応していることは承知している。ただ、松山市に相談している方は、当会にも相談に来ており、十分な対応ではないと感じている。

木内委員：市としては、金銭的な支援を行うことは難しい。そのため、動物がこれ以上増えないようにする方法を検討し、引き取り先を探すなどの対応をしている。ただ、飼養者自身が問題を認めず適切に管理していると主張したり、増えることは悪くないと開き直すことも多く、解決は容易でないことから、高岸委員の団体にも連絡をされたのではないかと思う。現在も事案を複数件抱えており、定期的に訪問して状況改善を図っているところ。

高岸委員：福祉との連携ができていないケースもあり説得まではできているが、その先に進んでいないので、解決していきたい。ボランティア側も、金銭面について任せてほしいとは言えず困っている。

木内委員：行政でも金銭面での支援は難しいため、飼養者自身に支援者を探すよう案内しているが、容易に解決はできず、課題の一つであると認識している。ただ、松山市が現在確認できている多頭飼育事案では、適切な管理によりこれ以上増えないよう対応してもらっている。直ちに多額の資金が必要なケースは把握していないが、団体に把握している事案について共有いただければ協力する方法を考えたい。

高岸委員：飼育者が高齢の場合は、いつ亡くなるか分からず対処が急務である。

木内委員：松山市では猫の引き出しに年齢制限を設けているが、拾って飼い始めたケース等もあるため、把握しきれない案件もあり、そこが課題である。

橘副会長：松山市の取り組みは進んでいるが、多頭飼育者の把握までが難しいようだ。多頭飼育に関する情報提供のルートが確立されていれば、近隣住民から連絡が入りやすくなると思う。

木内委員：問題のある多頭飼育が発覚する方法はいくつかあるが、福祉関係者による訪問の他、臭いなどに対する近隣からの苦情で分かることが多い。把握した際は現場に訪問し、飼養方法の改善や譲渡先を探すなど飼養者に指導するが、市には強制力がなく、繰り返し訪問して説得するなど解決を試みている。

橘副会長：苦情ではなく、把握のための窓口設置が必要と考える。多頭飼育に関する連絡窓口の設置や、通報システム等を作るなどして、多頭飼育している人を把握しておけば対応がスムーズになるのではないかと。

事務局：愛媛県の状況についてもお伝えする。福祉部門との連携については、先ほど申し上げた会議の結果を県庁にフィードバックし、施策につなげている。また、本懇談会において、来年度から福祉部門との連携強化のため進めていることがあり、次回懇談会で良い報告ができればと考えている。

泉委員：情報収集についてだが、福祉部門のヘルパーやケアマネージャー、相談員の中には、どの段階で行政に伝えればよいか判断できない人も多いと思う。福祉関係の研修や資格更新研修の機会を利用して、事例の共有などができれば、行政側に伝えやすくなるのではないかと。

戒能会長：福祉関係者に対し、県や市から情報を伝えることはいかがか。

事務局：松山市は中核市のため、高齢福祉や障害福祉、健康増進課等同じ自治体の中にあり連携がとりやすい面もあるが、市町の規模によっては、難しいところもあるのではないかと。西予市や伊方町では、ケアマネージャーや包括支援センター、保健所などの外部機関と連携する機会が多いと思うがどうか。

林委員：西予市は、同じフロアに福祉担当者がおり、特別な連携はしていないが、情報が入ることはある。ただ、今年度においては、福祉関係者から多頭飼育に関する情報提供はない。多頭飼育の定義として、何頭以上から該当するという具体的な数字はあるか。

事務局：具体的に決められた数字はないが、県としては、おおむね10頭以上飼養しており、かつ、飼養方法に改善の必要があると考えられる場合を多頭飼育者としている。

林委員：他県では犬猫合計6頭以上飼養している場合、登録制度のある自治体がある。情報の入口として、登録制度は手間がかかるが、現状把握に役立つと思うがいかがか。

事務局：他の自治体が登録制度を設定しているのは把握しているが、問題がある飼養者は届出しないことが多く、問題の把握にはつながりにくいという声がある。このような多頭飼育者の把握については、全国的にも問題となっているため、他自治体が登録制の実施効果を調査した事例があった。結果としては、多頭飼育の状況把握に役立つ場合もあるが、一方で問題のある多頭飼育者は届出をしていないことが多く、適正飼養について指導を行う際に未登録であることが発覚し、登録に関する指導も追加で行う必要が出るなど、課題も多いことが分かっており、県としても導入には更なる検討が必要であると考えている。

戒能会長：この問題は一朝一夕に解決できないが、委員の提案を持ち帰り努力を続けることを願う。

議題 2 - (3) ペット防災について

【事務局説明】

近年、地震や豪雨など多様な自然災害が全国各地で頻発しており、本県においても、一昨年豊後水道を震源とした地震により愛南町を中心とする南予地域が被災したほか、同年7月に松山市内で大雨を原因とした土砂災害、昨年3月に今治市で発生した林野火災など、各地で様々な災害が発生しており、飼養動物においても、県内の防災対策が急務となっている。

対策の一つとして「愛媛県災害時動物救護活動ガイドライン」を策定しているほか、「愛媛県地域防災計画」に同行避難や避難所でのスペースの確保など、ペットに関する項目を盛り込んでおり、各市町においても、県と同様に対応を進めていただいているところ。

また、本県では、災害発生時には人とペットがともに避難する「同行避難」を原則として、動物愛護団体や県獣医師会協力のもと、県総合防災訓練等においてペット同行避難訓練を実施しているほか、松山市動物愛護センターと連携した各種イベントや県内各市町におけるパネル展を開催するなど、普及啓発活動に努めている。また、令和4年度に「避難所におけるペット受入体制整備マニュアル」を策定の上、避難所設置主体である各市町へ配布するなど、ペット受入可能避難所の設置及び「同行避難」の更なる推進に努めている。

昨年3月に今治市で発生した林野火災では、今治市が協定を結ぶ岡山理科大学の今治キャンパスにペット避難所が開設され、実際に3世帯7人と猫10頭が避難したと聞き及んでおり、平常時から災害に備え、準備をしていたからこそできた対応であると考えている。

ただ、県内で想定されている南海トラフ地震のような大型災害が発生した場合、行政機関も大きなダメージを受けることがあり、公的な支援が届くまで時間がかかる可能性が考えられる。

そのため、災害発生時には行政の行う「公助」のみでなく、個人が行う災害対策である「自助」と地域と連携した自主防災組織等の防災対策である「共助」の連携が必要不可欠である。

ペットを守るためにはその飼い主が無事である必要があり、そのために住宅の耐震化や家具の転倒防止、非常食や水・ラジオ・薬等を入れた非常用持出袋の準備及び、避難所の事前確認等をするほか、ペットに対してはケージへの馴化や迷子になった時に備えたマイクロチップ等の所有者明示措置をするなど、事前の準備を行っておくことが重要である。

また、共助としては動物愛護団体や獣医師会、動物病院等によるペット避難所の設置等があり、これらについても関係機関に多くのお力添えをいただいている。

【発言要旨】

戒能会長：災害発生後は、公助だけでなく自助、共助も必要だという話があったが、意見はあるか。

高岸委員：質問と要望がある。熊本地震の時、九州地方では九州・山口9県災害時愛護動物救護応援協定が結ばれており、各地の獣医師や職員が動物救護に向かい、物資調達もした事例があった。愛媛県は四国4県や広島・岡山などと同様の協定を結んでいるのか。

事務局：ペットのための特別な協定は現在結んでいない。

高岸委員：災害時には四国内で連携が必要と感じているので、ぜひ前向きに協定締結を検討してほしい。次に、お願いがある。国の資料によると、能登半島や東日本における大規模災害後、多くの愛護団体やボランティアが被害状況について自治体に問い合わせをし、自治体はその対応で業務が妨害されたとのこと。業務に支障が出ないように、災害発生に関する問い合わせ窓口や案内を作成し、職員がそれに対応する形にしてほしい。

2つ目のお願いとして、当会は松山市の危機管理課とは日頃から連携が取れているが、その他の市町の危機管理課とは連携が取れておらず、ペット防災についてどのくらいの認識を持っているかが分からない。そのため、市町によっては対策が不十分であるところも多い

と考える。例えば5年前、初めて東温市の訓練に県獣医師会やえひめイヌ・ネコの会が招かれたが、市の危機管理担当課はペット避難所の設置は自治体が行うものという認識が無く、獣医師会と当会がテント組立から始める状態だった。現在は改善されているものの、小規模市町では人の防災担当がペット防災を担当していることもある。各市町の防災担当課と関係のある県危機管理課がまずペット防災について理解し、各市町の保健所等へ的確に伝えられるようにすべきだ。そのために、本委員会に県の防災担当課職員に参加してもらったのが効果的ではないかと思っている。

3つ目は、仮設住宅のペット受入れが事前に決まっても実際には受入れ不可となるケースがある。災害発生前の平常時に、改めて仮設住宅ではペット受入れが可能であると明確にしてほしい。

最後に、国の調査では、「人とペットの災害対策ガイドライン（環境省作成）」について、約65%の自治体が存在を知っているが24%は知らないとあった。この認知不足では災害時対応が困難だ。県や市の職員の担当は数年で変わるため、ガイドラインを市町の担当者に配布し周知してほしい。

戒能会長：ご要望があったが、事務局の考えを聞きたい。

事務局：県では近年、県総合防災訓練にペット防災に関する内容を取り入れており、県危機管理課はペット防災を把握し市町とも連携している。また、令和6年の国の防災基本計画改正によりペット防災に関する項目が修正されたことから、県・市町の防災計画にも反映されており、避難所でのペット受け入れが進められているところ。また、県と市町の動物愛護管理担当課職員が集まる会議を毎年開催しており、ペット防災に関する情報共有を行うとともに、ペット同行避難等について整備を促している。仮設住宅のペット受入れについては、西日本豪雨災害の発生時において、仮設住宅設置市町に対し文書で受入れをお願いしており、今後も災害発生時には同様の対応をすることとしているが、県には強制力がないことから、全仮設住宅でのペット受入れの確約は難しいため、今後も市町に対応をお願いし続けたい。なお、当該ガイドラインについては、国から配布された冊子数が少ないため、冊子での配布はできないが、環境省ホームページにPDFデータが掲載されているので、市町にはこのことを改めて周知啓発したい。

戒能会長：活発な議論が行われたが、そのほかについても、近藤委員何か意見はあるか。

近藤委員：私は今回2回目の参加で、前回以上に今回は現場の熱意が伝わった。こういう場があるのは良いことだと思うが、自身も参加していなければ開催自体知らなかったかもしれない。動物に関する様々な問題について、関係者が真剣に取り組んでいることを一般県民にも伝えることで、意識が変わるきっかけとなると思うので、イベントやキッチンカーのある場所で展示をするなど広く伝わる方法を検討してほしい。

戒能会長：近藤委員の意見を受け、事務局にはこれまでの発信を続けるとともに、更なる効果的な発信を検討していただきたい。

事務局：以上で終了させていただく。